

江戸川区立第七葛西小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、学校のみならず、保護者や地域社会と連携しながら、『心豊かで安全・安心・快適な社会』を作る上で、「いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり」に向けて、「第七葛西小学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童の自律性の構築を目指し、以下のような取り組みを全力で実施していく。

2 いじめの防止等のための対策

(1) 未然防止のために

全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校作りを進めていくことがいじめの未然防止につながると考え、そのために、日々の学校生活の改善、わかる授業づくりから取り組んでいくことを前提とする。

①「指導力の向上と組織的対応」

教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力の向上を目指す。

個々の対応とせず、情報を共有し、学校全体で組織的に対応していくため、いじめ対策委員会を設置し、体系的・計画的な取り組みを行っていくとともに、スクールカウンセラーや必要に応じて関係機関とも連携していく。想定できる児童の状況を踏まえ、年間計画を立てて指導を行っていくとともに、取り組みの検証を行い、基本方針や年間計画を実情に応じて改善していく。

②「いじめを見て見ぬふりをしない」

子どもを守り通すことを宣言し、その姿勢を児童に示していく。周囲の児童に働きかけ、いじめがあれば周囲の児童が勇気をもって伝えられるようにするために、「大人に伝えても全力で守ってもらえる」ことを認識させる。いじめを見て見ぬふりをしないよう、道徳・特別活動等での指導を行うとともに、集団作りや社会性の発達の基礎を養う。

③「七葛西いじめ撲滅キャンペーン」

校内や各教室に「七葛西いじめ撲滅キャンペーン」のポスターを掲示し、「いじめは絶対、しない！させない！見逃さない！」ことを継続して啓発していく。

④「自尊感情や自己肯定感を高める」

すべての教育活動を通じ、全ての児童が「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができる機会を計画的・継続的に設定していくとともに、家庭や地域にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いを得られるようにし、妬みや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らせるように努める。また、困難な状況を乗り越える体験の機会も積極的に設け、自己肯定感を高めていけるようにする。

⑤「ネット上のいじめ」への対応

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) 早期発見のために

①「いじめは見ようとしなければ見えない」

いじめがあったかどうかは、被害者の立場に立って判断する必要がある。児童の心は見えず、さらにいじめは見えにくい構造をしている。

児童に積極的に働きかけ、児童の状況や変化をきめ細かく把握し、見えないものを見るための努力をしていく。

②「どないじめも始めは軽微なものから始まる」

深刻ないじめでも、教職員の前では軽微なものに見える場合がある。被害の児童や周囲の児童からの声を確実に受け止め、些細ないじめ、いじめかもしれないと疑われるもの、全てを対応の対象とし、全力で取り組む。

③保護者・地域との連携

保護者による登校時の児童の見守りや、地域からの情報、保護者会や家庭訪問、個人面談、すすくスクールからの情報等を活用し、情報が入りやすい環境を作り、社会全体で子供を守る姿勢を児童に示していく。

④いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対するいじめアンケート調査を各学期に実施し、分析・活用していく。

⑤いじめ相談体制

ア. 児童が安心して相談できるために

児童理解に努め、児童が相談しやすい環境、安心して相談できる人間関係を作る。児童及び保護者からのいじめに係る相談に、教職員は丁寧に誠実に対応し、担任だけでなく、学年担任や管理職等、組織で対応していく。

イ. スクールカウンセラーの活用

今年度は5年生の全員面接を実施し、カウンセラーとの人間関係作りの一助とし、相談できる場所の確保をする。カウンセラー来校日を学校便り、学年便りで知らせ、保護者からの相談にも応じていく。

ウ. いじめ相談窓口の周知

「東京都いじめホットライン」「24時間いじめ相談ダイヤル」等の連絡先を印刷し、年間2回配布する。

(3) 早期対応

①いじめ対策委員会を核とした組織的な対応

把握した情報に基づき、いじめ対策委員会で対応方針を策定し、役割分担を明確にして取り組む。

<いじめ対策委員会構成>

校長、副校長、生活指導主任、学年生活担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

②被害の児童への措置

(ア) 聞き取りや対応は迅速に行い、担任だけでなく、児童が相談しやすい人やこれまでの人間関係を考慮し、スクールカウンセラー等も活用して支援体制を組む。

(イ) 不安感や恐怖感等、様々な気持ちに共感し、安心感を与え、被害を受けた児童といじめを伝えた児童の安全を確保する。

③加害の児童への措置

(ア) 悪いことは悪いとしっかりと伝えていく。組織的・継続的な観察・指導をしていく。

(イ) いじめの行為の背景や抱えている課題を分析・対応し、加害児童が抱えている課題を克服するための支援をする。人間関係の持ち方、仲間への共感的な関わり等を加害児童が学ぶ機会となるようにする。

④保護者・地域・教育委員会・関係諸機関と連携、協力して対応する。

(4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

①被害の児童の保護・ケア

(ア) 被害の児童に対して複数の教職員、スクールカウンセラー等による保護・ケアを行う。

(イ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

②加害の児童への働きかけ

(ア) 必要と認められるときは、加害児童を別室で学習させる。警察への相談・通報・出席停止等の措置を行う。

(イ) 加害児童に対するケアを行う。

③ 重大事態が発生した旨を、江戸川区教育委員会に速やかに報告する。事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。